

～ 沖縄・日本から米軍基地をなくす草の根運動 ～

草の根ニュース

基地と主権侵害なくす憲法9条実現政府のために

■本部(東京) : 〒150-0042

東京都渋谷区宇田川町19-5 山手マンション1001

■電話・ファックス : 03-3461-5758 090-4175-2010(平山基生)

■メール : kusanone@world.ocn.ne.jp

■ホームページ : http://www.kusanone.org

■郵便振替口座: 00190-5-611535 沖縄・日本から米軍基地をなくす

草の根運動

あなたも3人からの基礎組織NOBASE草の根の会を全国に作りましょう！

参院選1人区 30選挙区で一本化 市民連合と13項目「共通政策」

「沖縄辺野古米軍新基地建設の即時中止と普天間基地の早期返還・撤去実現」

5野党・会派の党首合意



(写真) 政策合意を交わし「だれもが自分らしく暮らせる明日へ」と掲げる市民連合の人たちと5野党・会派の代表=2019年5月29日、参院議員会館

安倍政権打倒をめざし、日本共産党の志位和夫委員長、立憲民主党の枝野幸男代表、国民民主党の玉木雄一郎代表、社民党の福島瑞穂副党首、衆院会派「社会保障を立て直す国民会議」の野田佳彦代表は29日、国会内で会談し、全国32ある参院選1人区のうち19選挙区で野党統一候補を擁立することで合意しました。さらに「共通政策」についても、国会内で同日、「安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合」から安保法制＝戦争法などの廃止をはじめ13項目の政策の要望を受けて、各党首らが署名。統一候補と共通政策という二つの合意を受けて、志位委員長は記者会見で、「参院選

をたたかう上で重要なスタートを切る画期的な合意となった。どの選挙区でも、みんなで応援して勝利をめざす選挙にしていく必要がある。全ての1人区での勝利へあらゆる力を注ぎ頑張りたい」と表明しました。

この日の合意を受けて、統一候補は合意済みをあわせ30選挙区となりました。残る鹿児島、宮崎両選挙区でも早期合意をめざすとともに、各選挙区で与党候補に勝てるよう「最大限の協力」を図ることで一致しました。党首会談には、日本共産党の小池晃書記局長と各野党・会派の幹事長が同席しました。

立憲民主党の枝野代表は会談後、「安倍政権打倒の参院選にしていくため良い形でスタートラインにつけた」と記者団に語りました。

志位氏は党首会談で、「わが党は候補者一本化にあたっては、お互いに譲るべくは譲り、一方的な対応を求めないことが大事だと主張し協議してきた。今回の合意を心から歓迎する」と表明。日本共産党公認の統一候補として、今回の党首会談で鳥取・島根選挙区で中林よし子氏、徳島・高知選挙区で松本けんじ氏の擁立を決め、合意済みの福井とあわせ3選挙区となっ

「この条約が十年間効力を存続した後〔注 1970 年 6 月 24 日以降〕は、いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意思を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行なわれた後一年で終了する。」(日米基地条約〔「安保」〕第 10 条より) 活用を!

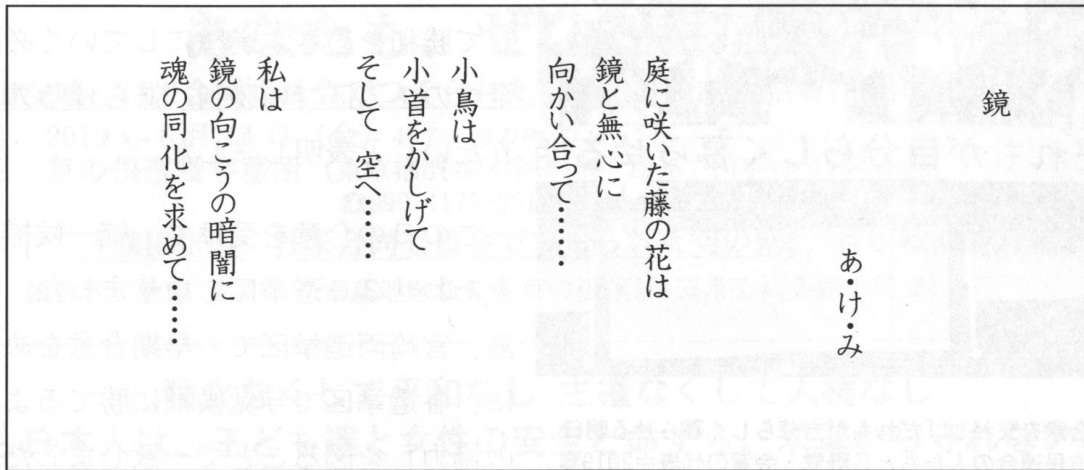
たことについて、「3 年前の参院選は香川 1 県だったが、今回はたいへん大きな前進となった。努力していただいたすべての方々に感謝を表明する」と述べました。

市民連合と合意した「共通政策」では、安保法制の廃止、立憲主義の回復に加えて、安倍 9 条改憲・発議の阻止、**沖縄辺野古米軍新基地建設の中止と普天間基地の早期返還**、いまの状況下の原発再稼働は認めず原発ゼロをめざすこと、消費税 10% の中止と税制の公平化などの一致点が確認されました。

市民連合の山口二郎法政大教授は「野党と市民は、もう一つの日本、別の選択肢があることを人々に訴え、もう一回、希望を取り戻そう」と訴えました。(2019 年 5 月 31 日付「しんぶん赤旗」から)

「沖縄基地本土引き受け」退け

(当然のことながら「沖縄基地本土引き取り」という、沖縄建白書にも全く反し、トランプ大統領、安倍内閣が歓迎する政策は、問題にもなりませんでした。「草の根ニュース」編集部)



目 次	
参院選 1 人区 30 選挙区で一本化 「共通政策」で合意	1 ページ
2019 年参院選野党統一候補	3 ページ
市民連合と 5 野党・会派の「共通政策」	4 ページ
〔解説〕野党共通政策で「沖縄基地本土引き取り」不採用	5 ページ
私は、このような文章を機会あるごとに書き入れています	6 ページ
砂川事件国賠裁判 第 1 回口頭弁論に傍聴を	7 ページ
歴史をつくる伊達判決を導き出した 砂川・立川基地反対闘争 島田 清作	8 ページ
日本人として読んで生かして一米軍違憲の砂川事件伊達判決、60 周年	10 ページ
基地引き取ることなんてこんな運動は絶対にするべきではない	14 ページ
詩 海鼠、読者の声、	14 ページ
訪日のトランプ米大統領警護ヘリ? 4 機が	15 ページ
草の根ステッカーとキーホルダー申込は振り込みで	16 ページ

市民連合と5野党・会派の「共通政策」

市民連合と5野党・会派が合意した「共通政策」と野党の署名した内容は次の通りです。

市民連合の要望書

来る参議院選挙において、以下の政策を掲げ、その実現に努めるよう要望します。

だれもが自分らしく暮らせる明日へ

1 安倍政権が進めようとしている憲法「改定」とりわけ第9条「改定」に反対し、改憲発議そのものをさせないために全力を尽くすこと。

2 安保法制、共謀罪法など安倍政権が成立させた立憲主義に反する諸法律を廃止すること。

3 膨張する防衛予算、防衛装備について憲法9条の理念に照らして精査し、国民生活の安全という観点から他の政策の財源に振り向けること。

4 沖縄県名護市辺野古における新基地建設を直ちに中止し、環境の回復を行うこと。さらに、普天間基地の早期返還を実現し、撤去を進めること。日米地位協定を改定し、沖縄県民の人権を守ること。また、国の補助金を使った沖縄県下の自治体に対する操作、分断を止めること。

5 東アジアにおける平和の創出と非核化の推進のために努力し、日朝平壤宣言に基づき北

朝鮮との国交正常化、拉致問題解決、核・ミサイル開発阻止に向けた対話を再開すること。

6 福島第一原発事故の検証や、実効性のある避難計画の策定、地元合意などのないままの原発再稼働を認めず、再生可能エネルギーを中心とした新しいエネルギー政策の確立と地域社会再生により、原発ゼロ実現を目指すこと。

7 毎月勤労統計調査の虚偽など、行政における情報の操作、捏造(ねつぞう)の全体像を究明するとともに、高度プロフェッショナル制度など虚偽のデータに基づいて作られた法律を廃止すること。

8 2019年10月に予定されている消費税率引き上げを中止し、所得、資産、法人の各分野における総合的な税制の公平化を図ること。

9 この国のすべての子ども、若者が、健やかに育ち、学び、働くことを可能とするための保育、教育、雇用に関する予算を飛躍的に拡充すること。

10 地域間の大きな格差を是正しつつ最低賃金「1500円」を目指し、8時間働けば暮らせる働くルールを実現し、生活を底上げする経済、社会保障政策を確立し、貧困・格差を解消すること。また、これから家族を形成しようとする若い人々が安心して生活できるように公営住宅を拡充すること。

1 1 LGBTsに対する差別解消施策、女性に対する雇用差別や賃金格差を撤廃し、選択的夫婦別姓や議員間男女同数化（パリテ）を実現すること。

1 2 森友学園・加計学園及び南スーダン日報隠蔽（いんぺい）の疑惑を徹底究明し、透明性が高く公平な行政を確立すること。幹部公務員の人事に対する内閣の関与の仕方を点検し、内閣人事局の在り方を再検討すること。

1 3 国民の知る権利を確保するという観点から、報道の自由を徹底するため、放送事業者の監督を総務省から切り離し、独立行政委員会で行う新たな放送法制を構築すること。

2019年5月29日

私たちは、以上の政策実現のために、参議院選挙での野党勝利に向けて、各党とともに全力で闘います。

【解説】野党共通政策で「沖縄基地本土引き取り」不採用

2019年5月29日の野党の二つの合意、一つは、参院小選挙区32の内30選挙区で統一候補、二つ目は、市民連合提案の13項目の「共通政策」は、画期的意味を持っています。私たち「米軍基地をなくす草の根運動」は、「日本沖縄」の主権と独立を回復するため全基地撤去を実現することを目指しています。直接的に草の根運動の全基地撤去の要求は、共通政策に反映されていません。しかし、辺野古新基地推進と日本沖縄全土の米軍基地強化・自衛隊の米軍部隊化を図る米日権力の方向性を食い止める政策になっています。共通政策を掲げる野党勢力が勝利し仮に自公維政権が敗北すれば、新基地工事は中断に追い込まれる可能性があります。

安政法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合

上記要望を受け止め、参議院選挙勝利に向けて、ともに全力で闘います。

立憲民主党代表 枝野幸男

国民民主党代表 玉木雄一郎

日本共産党委員長 志位和夫

社会民主党党首 又市征治

社会保障を立て直す国民会議代表 野田佳彦

更に注意すべきことは、沖縄県の基地負担軽減を口実に、米日権力が企図している日本全土の基地強化となる危険性すらあった、「沖縄基地本土引き取り」政策が実質的に退けられたということです。私たちは警戒を緩めることはできません。地方自治体レベル、例えば東京・文京区議会では、基地なくす党まで巻き込んで「米軍基地は日本防衛のためにある」などという全く事実に反し、日本沖縄の主権を侵害している米軍基地を美化する意見書が採択されている現状からみて、国政レベルでそのような恐るべき反国民的政策の採用の危険が全くなかったとは言えなかったのです。

なお、全小選挙区で候補者を立てていた基地

なくす党がほとんどの選挙区で候補者を下すこ ます。全基地撤去の宣伝を私たち草の根市民運
動になり、宣伝力が格段に落ちることは明らか 動は強化しましょう。

私は、この様な文章を、機会ある事に書き入れています

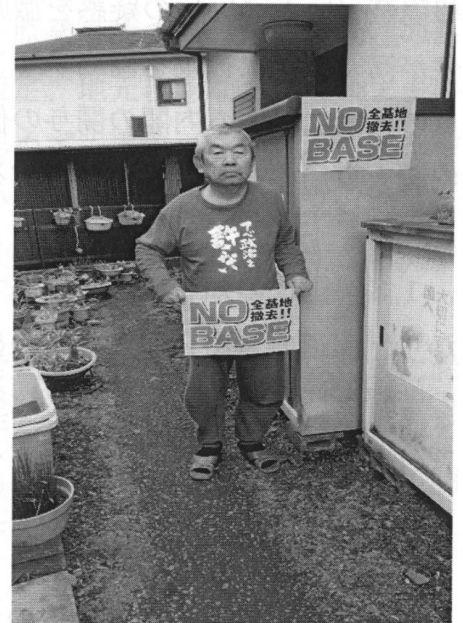
秋山喜作（草の根運動副委員長）

「治安維持法国家賠償同盟」あて

憲法を守り生かす、憲法の平和的民主的条項
を守る、オール沖縄をオール日本に、全基地撤
去NOBASEに、主権の回復、日本国の独立へ
私は人生をかけて生き抜きます。

「原発の会社訴訟」責任、原発 再稼働反対、
核兵器廃絶、福島を分断するな、福島原発の事
故の検証を。福島を切り捨てるな。…等

会員として総会に向けてのハガキに上のよ
うな文章を書き入れました。



参院選（安倍が解散に打って
出た場合衆議院選挙も）で沖
縄選挙区のタカラ候補を含
む野党統一候補、又比例区で
「基地なくす党・候補」への支
持を広め勝利させましょう。
2019年6月から7月、全
国選挙で、全基地撤去へ独自
の宣伝を強め、基地なくす党
勝利へ全力支援しましょう！
辺野古、高江新米軍基地阻
止、普天間基地即時運用停
止、憲法改悪阻止のため、あ
べ自公維政権に痛打を！

砂川事件国賠裁判 第一回口頭弁論の傍聴を！

◆公判のお知らせ

来る2019年6月12日（水）、午後2時から3時にかけて東京地裁第103号法廷において砂川事件第一回公判が開かれます。

◆そもそも砂川事件とは？

砂川事件とは1957年7月、国による米軍立川基地拡張計画に基づく強制測量に抗議した学生と労働者らが基地に内に入った行為が刑事特別法違反であるとして23名が逮捕され、うち7名が起訴された事件のことです。

◆伊達判決

【砂川闘争】

1959年3月30日、東京地裁・伊達秋雄裁判長は

「駐留米軍が憲法9条に違反している以上、刑事特別法は憲法に違反し無効。従って全員無罪」の判決を出しました。これが有名な伊達判決です。【写真は伊達秋雄裁判長】



◆田中耕太郎

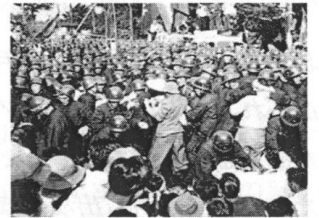
しかし、日米「安保」と称する基地居座り条約改定の協議のただなかであった政府（岸政権）は、「駐留米軍は違憲」とする同判決を問題視し、高等裁判所に審理を省略し直ちに最高裁への跳躍上告を行う異例の対応を取りました。

そして、1959年12月16日最高裁裁判長田中耕太郎は「安保条約のような高度な政治性を有するものは、司法審査権の対象外」としつつ、「駐留米軍は違憲ではない」という「司法審査権の対象外」の米軍について「合憲」という矛盾した判示をしました。そして「差し戻し」の

判決を出しました。地裁での差し戻し審の結果、被告の有罪が確定しました。

◆実は裏で米国政府とつながっていた田中裁判長

しかし、驚くべきことに半世紀後の2008年にアメリカ公文書館で見つかった駐日大使の公式報告文書により、田中裁判長が砂川事件裁判の情報をアメリカ政府に漏洩していた事実が明らかになりました。こともあろうに田中耕太郎は駐日大使に裁判期間中に裁判の進め方や伊達判決破棄の判決を出す方針をプライベートに伝えていたのです。



◆今回の訴訟内容

今回の訴訟の内容は、これに先立つ再審請求訴訟で、憲法が定める「公平な裁判所」の裁判を受ける権利を侵害された結果、有罪とされた元被告に対し、①権利侵害に対する賠償金として各人に10万円②支払わされた罰金各二千元の償還③国による謝罪広告の掲載を請求するものでした。この再審請求訴訟を通じて元被告である原告や代理人弁護士が田中の不法行為や安倍政権の違憲立法などについて批判・追求しました。しかし、各級裁判所はこれを却下。

今回、この不当判決に対して、憲法37条に違反する不公平な裁判を受けた被告たちが、国家賠償を請求することが今回の国家賠償請求訴訟です。

ぜひ、草の根の会員の皆様も奮って公判へご参加ください。

歴史つくる伊達判決を導き出した 砂川・立川基地反対闘争

島田 清作 (伊達判決を生かす会 共同代表)

米軍立川基地に立ち入ったとして日米安保条約に基づく刑事特別法違反で逮捕・起訴され、伊達判決の舞台となった土地とはどんな土地であったのか、先ず、そのことを知ってもらいたい。

青木市五郎氏の妻よしさんが1956年にお書きになり婦団連の文集に載せられた文章がある。

忘れもしない昭和二十一年の二月のこと、とつぜん何の前ぶれもなしに、米軍がブルトナーで、飛行場に接した農地を麦も桑もいっしょくたに掻き取ってしまいました。私たちは声も出ないほど驚きましたが、鉄砲を構えた兵隊がいるので、どうすることもできません。ちょうど月夜の時分でしたから、夜になるのを待って、こぎとられた桑苗を拾ってきたときの情けない気持ちといったらありませんでした。

村長さんは「日本が負けたのだから、アメリカにとられるのは仕方がない」といって、相手になってくれなのです。しかしそんなことでウヤムヤにしていたのでは、先祖伝来の土地は、何が何やらわからぬままにアメリカの基地に取り上げられてしましましょう。その王なことになるのを恐れた主人は、村の皆さん方とは何度も寄り合いをして相談した末、とうとう皆さんの代表として、たった一人で基地の中へ乗り込む決心をしました。

「それだけはやめたがええぞ。やたら基地の中へ行けばどんな目にあうかわからねえ。」といっ、皆さんが心配してくれました。

「いのちがけでやってみべえ。」と、固い決意をもって主人が家を出てゆくとき、ほんとうにこれが最後になるかと思って、私は涙がこぼれてなりませんでした。

こうして基地の中へ入って行って、司令官に面会を求めること五回—やっとな五回目に、主人は司令官と面会することができて、持って行った農地の図面を拡げて「沙和側農民の土地をこれだけ接收したということ、ハッキリさせてほしい」と、主審は交渉したのです。

青木市五郎さんはこのようにして米軍に土地の接收を認めさせ、四六年九月には国の特別調査庁と土地の賃貸契

約を締結された。そして、五五年から始まった新たな拡張計画に怒り、砂川町基地拡張反対同盟の行動隊長として先頭に立って闘うとともに、五六年四月にこの賃貸契約を取り消して土地の明け渡し返還を要求する訴訟を始められたのである。

国はこれを認めず継続して強制的にこの土地を使用するための測量を五七年六月から始めた。そして五七年七月八日、本測量を行おうとしたので私たち支援者はそれに抗議し中止させるために基地に立ち入ったのである。

立ち入ったといっても滑走路の北端から300メートルほど入ったところで警察機動隊のバリケードに阻止されてしまい、私たちは抗議の声を上げることしかできなかった。

当時の私たちの気持ちは、組曲「砂川」(歌詞・窪田亨 作曲・小林秀雄)にうたわれる砂川農民の心にゆさぶられ、ともに戦いたいと燃え上がっていたのである。

こはわしらの土地

こは日本の土地

基地の中もわしらの土地

あの滑走路の下に

わしらの手がけた畑がある。

土 わしらの命

土 わしらは耕す

土 なしにわしらは生きられぬ

売り渡した土地は雑草の茂に任せてもわしらの畑には草一本はやさぬ

1955年 56年の「流血の砂川闘争」、57年の基地内土地の測量反対闘争と59年の伊達判決については 平山基生さんが出された『米軍違憲 憲法上その存在を許すべからざるもの』(本の泉社・2009年刊)に詳述されているので、ぜひご一読願いたい。

地元砂川では、1969年末に米軍が飛行活動を停止し全部隊が横田基地に移転するまで基地反対闘

争は続けられていた。

強制測量が農民や支援の労働者、学生などのピケでゆそうきがかっそうろをお一ぱーらんしてしゅうらく阻止されてからは、国は反対同盟の切り崩しに狂奔し、150戸ぐらいあった同盟は差後には23戸になってしまった。「高い値段で土地を買い取るから」「別の広い土地と交換するから」「農業を続けたいのならもっと静かな住宅街に移ったら」「滑走路の前は墜落の危険があるから安全な場所へ引っ越したら」などなど、防衛施設庁の職員は連日連夜農家を訪問し口説いて回ったのである。事実66年9月には輸送機が滑走路をオーバーランして集落の真ん中で爆発炎上する大事故もあった。

また、国は反対者の土地を強制収容するために、64年4月から東京都収用委員会で審理を始めた。反対同盟は憲法29条の財産権と平和的生存権を主張して強制収用を拒否した。土地収用法は米軍基地のための土地収用を認めていない！東京都収用委員会には米軍のための土地収用裁決する権限はない！と主張し3年以上、13回にわたって審理を引きのばしていった。そして、67年4月、東京都知事に米軍基地撤去を掲げる美濃部亮吉さんが当選したこともあって審理はストップしたままとった。

一方、65年以来、全国でベトナム反戦闘争が盛り上がり、砂川でも「この米侵略機をベトナムに送るな」という看板やベトナム解放戦線の旗や赤

旗が滑走路の前に林立し飛行活動に障害を与えたりした。

65年5月には、基地拡張反対とベトナム反戦をかかげた集会が反対同盟と三多摩労協共催で開かれ、青年労働者約300名雅たちから基地正門から警備を突破して基地内に入り坐りこみを行ったことがある。このデモの責任を問われて私が逮捕され、69年12月に最高裁で刑特法違反で有罪の判決が下された。

57年7月の基地立ち入りに際しても、善意からであろうと思うが、あるいは前年までの流血の戦いと混同してか、「警官ともみ合っているうちに、こわれた柵から基地に入ってしまった」と説明する人がいるが、これは明らかに誤りである。ぼくらははっきりと「基地内の土地も砂川農民の土地であり、それを測量して米軍に提供する日本政府は許せない。測量を止めろ、土地を返せ、我々の行動は正当な権利の行使である」という主張と自覚の下に立ち入ったのである。65年のデモの時もそうであった。これは伊達判決の精神であり、米軍基地は日本国憲法の下ではその存在は許されないものである。

自衛隊の存在も憲法違反であり、すべての軍事基地、軍隊をなくすことが必要なのである。

自衛のための武力は持ってもよいだとか沖縄の基地を本土で引き受けるようなどというまやかしとごまかしの軍備容認の屁理屈を粉砕する運動を強めていかなければならない。

日本人として どうしても読んで 生かして頂きたい

砂川事件第一審東京地方裁判所判決（1959年3月30日）（口語意識）

「米軍は違憲」の伊達判決 60周年

（意識を入れて法律用語をできるだけ普通の言葉になおしました。〔 〕内は、編集部注記です）

日本国とアメリカ合衆国との間の「安全保障」と称する基地条約の第3条に基いているとされている日米間の行政協定に伴って制定された、米軍を特別に守る刑法（刑事特別法=刑特法）に違反したとされる事件についての1959年3月30日の東京地方裁判所判決

被告人〔訴えられた人たち〕 7名〔氏名は省略します〕

主 文 〔判決の結論的な部分〕

本件各公訴事実につき、被告人らはいずれも無罪

理 由 〔この結論に至った理由〕

この事件で検察官が訴えている事実をかいつまんで述べると、東京調達局においては、日本国とアメリカ合衆国との間の「安全保障」と称する基地条約第3条に基く行政協定を実際に行うことに伴う土地などの使用などに関する米軍のための特別に作られた法及び土地をとりあげる収用法によって、内閣総理大臣の使用してもいいという認定を得て、昭和32年7月8日午前5時15分頃からアメリカ合衆国空軍の使用する東京都北多摩郡砂川町にある立川飛行場内民有地の測量を開始しました。この測量に反対する砂川町基地拡張反対同盟員及びこれを支援する各種労働組合員、学生団体員など千余名の集団は、同日早朝から立川飛行場北側境界にある柵外に集合して反対の氣勢をあげました。その中の一部の者によって滑走路北端附近の境界柵は数十メートルにわたって破壊されました。

被告人らはこの集団に参加していたものです。他の参加者3百名位と意思相通じて同日午前10時40分頃から同11時30分頃までの間に、正当な理由がないのに、右境界柵の破壊された箇所からアメリカ合衆国軍隊が使用する区域〔基地のこと-注〕で、入ることを禁じた場所である前記立川飛行場内に、深さ4～5メートルにわたって立ち入り、被告人椎野徳蔵は国鉄労働組合の一員として立ち入った集団に参加していたものです。同日午前10時30分頃から同11時50分頃までの間に、正当な理由がないのに、右境界柵の破壊された箇所からアメリカ合衆国軍隊が使用する区域であって入ることを禁じた場所である、前記立川飛行場内に深さ2～3メートルにわたって立ち入ったものです。

〔中略〕

右に書いたこの事実は日本国とアメリカ合衆国との間の「安全保障」と称する基地条約第3条に基く行政協定に伴う〔米軍を守る特別な刑法である〕刑事特別法（以下刑事特別法と略称する。）第2条にあてはまりますが、この法律の条項は、日米「安全保障」と称する基地条約に基いて私たちの国内に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する一定の施設又は区域内〔基地のこと〕におけるアメリカ合衆国軍隊及びその構成員等の行動、生活等の平穩を保護するため右施設又は区域〔基地〕で、入ることを禁止した場所に対する、正当な理由のない立入又は不退去を処罰するものですが、これに対応する〔米軍人と家族、米軍人関係者でない一般日本国民に適用する〕一般刑罰法規としては、軽犯罪法第1条第32号にある正当な理由なく立入禁止の場所等に入った者に対する処罰規定を見出すことができます。従って刑事特別法第2条は右に述べた軽犯罪法

の規定と〔米軍を守る〕特別な法律と、〔一般国民に適用される〕一般の法律の関係にあるものと理解することができます。

こうして、両方の間の刑の軽重〔軽さと重さ〕を比べてみると、〔日本国民などに適用される〕軽犯罪法は拘留又は科料（情状により刑を免除又は併科し得る。）を科すだけで終わりになるのに対し、〔米軍を守る〕刑事特別法第2条は1年以下の懲役又は2千円以下の罰金若しくは科料を科し得るのですから、後者〔米軍を守る刑事特別法〕においては前者〔日本国民などに適用される軽犯罪法〕にくらべて、より重い刑をもって臨んでいるのですが、この違いは法がアメリカ合衆国軍隊の施設又は区域〔基地〕内の平穩に関する法益〔法律によって保護される利益〕を特に重要と考え、一般国民の同種法益よりも一層厚く保護しようとする趣旨からきめられたものとみるべきです。

そこでもしこのアメリカ合衆国軍隊の駐留がわが国の憲法に何等抵触する〔憲法にそむくこと〕ものでないならば、右の差別的取扱は敢えて問題とするに足りないけれども、もしアメリカ合衆国軍隊の駐留がわが国の憲法の規定上許すべからざるものであるならば、〔米軍を守る〕刑事特別法第2条は国民に対して何等〔なんら〕の正当な理由なく軽犯罪法に規定された一般の場合よりも特に重い刑罰を以て臨む〔刑罰を適用する〕不当な規定となり、何人〔どんな人も〕も適正な手続によらなければ刑罰を科せられないと決めている憲法第31条及び右憲法の規定に違反する結果となるものといわざるを得ないのです。

そこで以下この点について検討を進めることとします。

日本国憲法はその第9条において、国家の政策の手段としての戦争、武力による威嚇又は武力の行使を永久に放棄しただけでなく、国家が戦争を行う権利を一切認めず、且つその実質的裏付けとして陸海空軍その他の戦力を一切保持しないと規定しています。即ち同条は、自衛権を否定するものではありませんが、侵略的戦争は勿論のこと、自衛のための戦力を用いる戦争及び自衛のための戦力の保持をも許さないとするものであって、この規定は「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうに」（憲法前文第1段）しようとするわが国民が、「恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想（国際連合憲章もその目標としている世界平和のための国際協力の理想）を深く自覚」した結果、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を維持しよう」（憲法前文第2段）とする、即ち戦争を国際平和団体に対する犯罪とし、その団体の国際警察軍による軍事的措置等、現実的にはいかに譲歩しても右のような国際平和団体を目ざしている国際連合の機関である安全保障理事会等の執る軍事的な措置等を最低線としてこれによってわが国の安全と生存を維持しようとする決意に基くものであり、単に消極的に諸外国に対して、従来わが国の軍国主義的、侵略主義的政策についての反省の実を示そうとするだけに止まらず、正義と秩序を基調とする世界永遠の平和を実現するための先駆であろうとする高遠な理想と悲壮な決意を示すものといわなければなりません。従って憲法第9条の解釈は、このような憲法の理念を十分考慮した上で解釈されるべきであって、単に文言の形式的、概念的把握〔具体性のない一般的・図式的な考え方〕に止まってはならないばかりでなくアメリカ合衆国軍隊のわが国〔日本国〕への駐留は、平和条約が発効し連合国の占領軍が撤収した後の軍備なき真空状態からわが国〔日本国〕の安全と生存を維持するため必要であり、自衛上やむを得ないとする政策論によって左右されてはならないことは当然です。

そこでアメリカ合衆国軍隊の駐留と憲法第9条の関係を考察すると、前に記したようにわが国〔日本国〕が現実的にはその安全と生存の維持を信託している国際連合の機関による勧告又は命令に基いて、わが国に対する武力攻撃を防禦するためにその軍隊を駐留させるということであればあるいは憲法第9条第2項前段によって禁止されている戦力の保持に該当しないかもしれません。

けれども、アメリカ合衆国軍隊の場合には、わが国〔日本国〕に対する武力攻撃を防禦するためわが国〔日本国〕がアメリカ合衆国に対して軍隊の配備を要請し、アメリカ合衆国がこれを承諾した結果、極東における国際の平和と安全の維持及び外部からの武力攻撃に対するわが国〔日本国〕の安全に寄与し、また、一又は二以上の外部の国による教唆又は干渉によって引き起されたわが国内における大規模な内乱、騒じょうの鎮圧を援助する目的でわが国内に駐留するものであり

（日米「安全保障」と称する基地条約第1条）、わが国〔日本〕はアメリカ合衆国に対してこの目的に必要な国内の施設及び区域〔基地〕を提供しているのです（行政協定第2条第1項）。従ってわが国内に駐留するアメリカ合衆国軍隊はただ単にわが国〔日本〕に加えられる武力攻撃に対する防禦若しくは内乱等の鎮圧の援助にのみ使用されるものではなく、アメリカ合衆国が極東における国際の平和と安全の維持のために事態が武力攻撃に発展する場合であるとして、戦略上必要と判断した際にも当然日本区域外にその軍隊を出動し得るのであって、その際にはわが国が提供した国内の施設、区域〔基地〕はもちろんこのアメリカ合衆国軍隊の軍事行動のために使用されるわけであり、わが国〔日本〕が自国と直接関係のない武力紛争の渦中に巻き込まれ、戦争の惨禍がわが国に及ぶ虞（おそれ）は必ずしも絶無ではなく、従って日米「安全保障」と称する基地条約によってこのような危険をもたらす可能性を包蔵するアメリカ合衆国軍隊の駐留を許容したわが国〔日本〕政府の行為は、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起きないようにすることを決意」した日本国憲法の精神に悖（もと）る〔そむく〕のではないかという疑念も生ずるのです。

しかしながらこの点はさて置き、わが国が「安全保障」と称する基地条約において希望したところの、アメリカ合衆国軍隊が外部からの武力攻撃に対してわが国〔日本〕の安全に寄与するため使用される場合を考えて見ますと、わが国〔日本〕はアメリカ合衆国軍隊に対して指揮権、管理権を有しないことは勿論、日米「安全保障」と称する基地条約上アメリカ合衆国軍隊は外部からのわが国〔日本〕に対する武力攻撃を防禦すべき法的義務を負担するものでないから、たとえ外部からの武力攻撃が為された場合にわが国がその出動を要請しても、必ずしもそれが容れられることの法的保障は存在しないのですが、日米「安全保障」と称する基地条約締結の動機、交渉の過程、更にはわが国〔日本〕とアメリカ合衆国との政治上、経済上、軍事上の密接なる協力関係、共通の利害関係等を考慮すれば、そのような場合にアメリカ合衆国がわが国〔日本〕の要請に応じ、既にわが国〔日本〕防衛のため国内に駐留する軍隊を直ちに使用する現実的可能性は頗〔すこぶ〕る大きいものと思われるのです。そうしてこのことは行政協定第24条に「日本区域において敵対行為又は敵対行為の急迫した脅威が生じた場合には、日本国政府及び合衆国政府は、日本区域防衛のため必要な共同措置を執り、且つ安全保障条約第1条の目的を遂行するため、直ちに協議しなければならない。」と規定されていることを取り上げても十分推定できるところです。

ところでこのような実質を有するアメリカ合衆国軍隊がわが国〔日本〕に駐留するのは、勿論アメリカ合衆国の一方的な意思決定に基くものではなく、前述のようにわが国〔日本〕政府の要請と、アメリカ合衆国政府の承諾という意思の合致があったからであって、従ってアメリカ合衆国軍隊の駐留は一面わが国〔日本〕政府の行為によるものということをもってかまわないのです。

たしかにアメリカ合衆国軍隊の駐留は、わが国〔日本〕の要請とそれに対する施設、区域〔基地〕の提供、費用の分担その他の協力があって始めて可能となるものであるからです。このようなことを実質的に考察するとき、わが国〔日本〕が外部からの武力攻撃に対する自衛に使用する目的でアメリカ合衆国軍隊の駐留を許容していることは、指揮権の有無〔あるかないか〕、アメリカ合衆国軍隊の出動義務の有無に拘らず、日本国憲法第9条第2項前段によって禁止されている陸

海空軍その他の戦力の保持に該当するものといわざるを得ないし、結局わが国内に駐留するアメリカ合衆国軍隊は憲法上その存在を許すべからざるものといわざるを得ないのです。（下線は編集部）

もとより、「安全保障」と称する基地条約及び行政協定の存続する限り、わが国〔日本〕がアメリカ合衆国に対しその軍隊を駐留させ、これに必要な基地を提供しまたその施設等の平穩を保護しなければならない国際法上の義務を負担することは当然であるとしても、前記のようにアメリカ合衆国軍隊の駐留が憲法第9条第2項前段に違反し許してはならないものである以上（下線は編集部）、アメリカ合衆国軍隊の施設又は区域〔基地〕内の平穩に関する法益〔法律によって保護される利益〕が一般国民の同種法益と同様の刑事上、民事上の保護を受けることは別にして、特に後者〔一般国民〕以上の厚い保護を受ける合理的な理由は何も存在しないところですから、国民に対して軽犯罪法の規定よりも特に重い刑罰をもって臨む米軍を守る刑事特別法第2条の規定は、前に指摘したように何人も適正な手続によらなければ刑罰を科せられないと規定している憲法第31条に違反し無効なものといわなければなりません。

ですから、被告人等に対するそれぞれの訴えの事実は起訴状に明示された訴因としては罪とならないものですから、刑事訴訟法第336条により被告人等に対しいずれも無罪の言渡をすることとし、主文のとおり判決します。 裁判官 伊達秋雄 清水春三 松本一郎

■本部（東京）：〒150-0042
東京都渋谷区宇田川町19-5 山手マンション1001
平山両牧師記念平和センター気付
■電話・ファックス：03-3461-5758
090-4175-2010(平山基生)

■メール：kusanone@world.ocn.ne.jp
■ホームページ：http://www.kusanone.org
■郵便振替口座：00190-5-611535
沖縄・日本から米軍基地をなくす草の根運動
3人以上で「基地なくす基礎組織(会)」結成を。カンパ大歓迎！

矢臼別平和資料館 6月15日に開館

矢臼別平和資料館建設実行委員会は、建設に向けて、順調に工事が進み6月15日開館すると発表しました。引き続き募金中です。

北海道東部にある大な米軍基地。それは、名称は、「陸上自衛隊別海矢臼別大演習場」と称し、米軍基地をなくす草の根運動発行の「全国米軍基地地図」42番の米軍基地です。毎年、沖縄からくる米海兵隊は、ここで演習を強行します。

地元の住民は、**自衛隊管理の米軍基地別海矢臼別大演習場**との闘い継続を決意しています。開拓地にとどまって闘った川瀬さん（故人）の闘いの継承です。米軍専用基地、共用基地と合わせて、日本国民の税金で全てまかなわれている自衛隊管理米軍基地をなくす「全基地撤去」の闘いの強化が、全ての日本国民、都道府県民に求められています。矢臼別平和資料館の建設成功は重要です。「矢臼別を平和公園に」を掲げる矢臼別平和公園クラブも活動中です。

基地マップを全国に、急速に 全力で普及しましょう 「日本沖縄」全国の市民運動は、 在日米軍基地の真実を知りたがっ ています

宮城県仙台市の市民の会は、この1月、集会を開きました。集会議の際に、米軍基地マップを普及したいと500部注文しました。これほど多くの部数が草の根運動事務局に申し込んでいただいたことは初めてです。旭川市では「米軍事故は、これまでも21万件も起きていて、亡くなった人は1000人以上もいます。こんな状況でも「米軍は日本を守ってくれている」と洗脳されているのが国民の大多数です。日本中にこんなに米軍基地があるということを知らせていくしかありません」と言って、草の根会員の平山沙織さんが紹介しました。

基地引き取ることなんてこんな運動は絶対にすべきではない

赤嶺政賢衆議院議員(沖縄選出)

東京大学駒場祭講演 『未来は沖縄で始まっている』 発言録

基地問題をどう考えるかという一つの考えとして時々ですね、まじめに真剣に考えていることのお話だろうと思ったりするのですが、沖縄の基地を引き取りたいという話がですね、出たりするんですよね。そういうことをおっしゃって来た時に基地引き取ることなんてこんな運動は絶対にすべきではないということを申し上げています。基地を

引き受けるということは主権が適用されない場所あるいは軍隊が入ってくるという意味なんです。米軍基地というその土地の一角を渡すようなものじゃないんです。米軍基地を作ったら最後、地位協定や米軍の軍事優先の政策によって人権は二の次三の次です。米軍の軍事運用が優先される。

(ユーチューブ映像の途中から抜粋)

海鼠

中正勇

円筒状左右相性・腹面に三列の管足……
ビジュアル的に嫌悪を抱く人が多いと思うが
毒性のものから生食のものまで多種多様

動きの鈍さが何故鼠？

幼少の頃から海で馴染み

油味噌でゴリゴリした食感が忘れられない

いりこは平安初期から高級食材として中国に輸出

このわたしは海鼠の腸の塩辛

砂を飲み込みその中の有機物が餌

白い砂浜を形状する海の掃除屋

島一番の観光名所美ら海水族館入場口のすぐの所

子ども達が手に触れることができるように

浅い水槽で飼われている

水深三十メートル位の辺野古の海底

ベトナム戦争当時から米軍が軍港として

喉から手が出るくらい欲しがっていた場所

大浦湾のマングロフの森からの養分が堆積

五メートル位の海鼠の住処

辺野古の海の守り神なのか

まさに生物多様性の豊さの象徴

十二月十四日辺野古の海に土砂投入

翌日「辺野古移設は日本国民のため」

(沖縄は日本国ではない)

(米国防省のために)

本音を隠し重さのない岩屋毅防衛大臣のヒラヒラの言葉

隠し続けた軟弱地盤を認め七万七千本の砂杭での地盤改良

沖縄全市町村での県民投票

もしかして付度で正義の天秤を狂わせられた

裁判官たちにも脅威

(沖縄詩人会議 代表)

読者の声

久下千代さま (渋谷区)

普天間も辺野古もいらない！沖縄の民意を尊重できない政治家には、やめてもらいましょう！米軍基地は国外へ

佐藤雅子さま (稚内市)

沖縄県知事翁長雄志さんの「言葉」を読みました。この本に出合えて良かったと改めて思います。

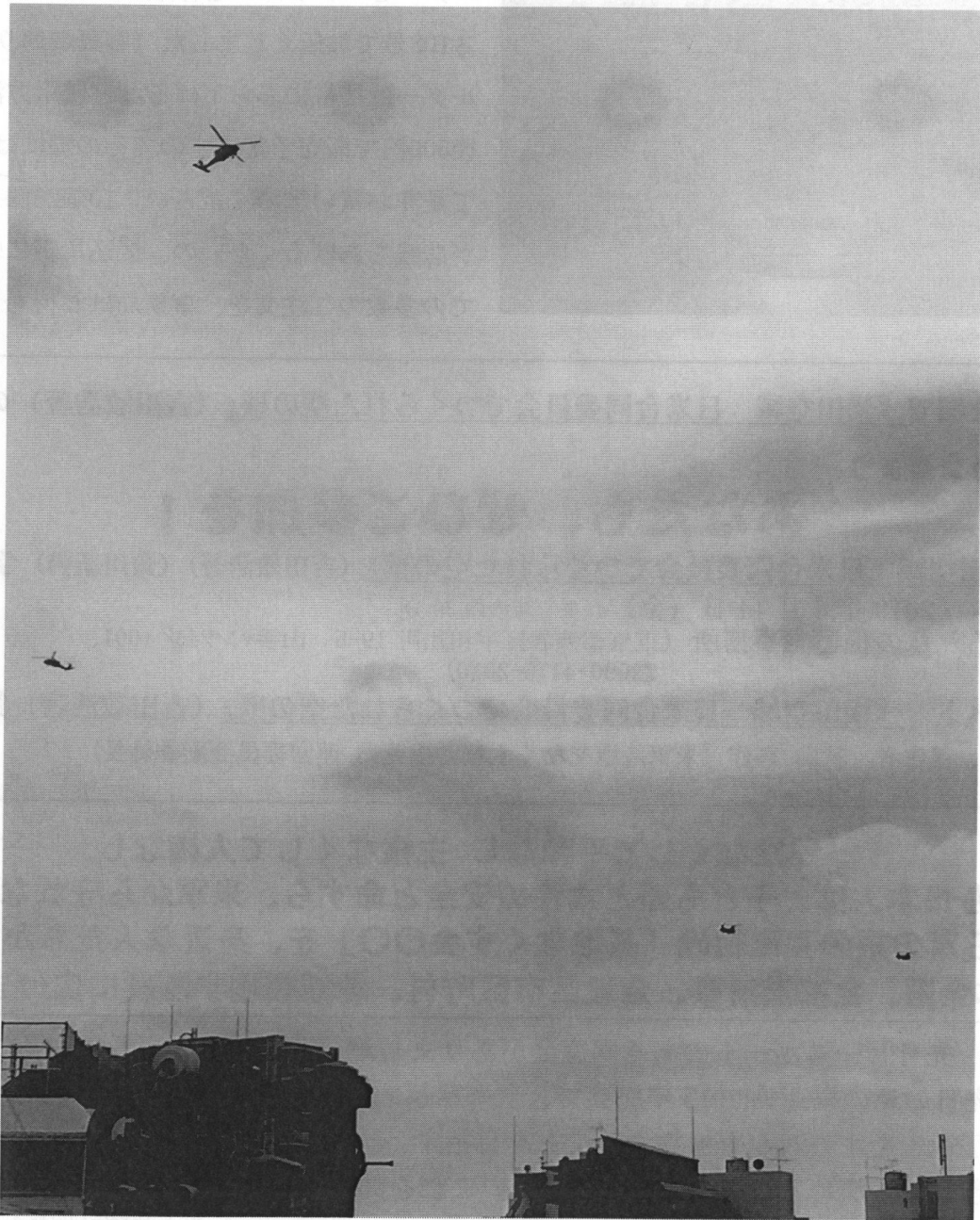
宇佐美睦郎さま (愛知県西条市)

日米安保は軍事同盟 安保破棄し平和を守ろう

片桐 元さま (新潟市)

米軍基地のマップはよく分かって、良かったです。辺野古の埋め立て反対に頑張りましょう。

訪日のトランプ米大統領警護ヘリ？ 4機が 轟音を立てて都心の渋谷新宿上空を旋回、麻布ヘリ基地からか



2019年5月22日、トランプ訪日の前にして、米軍基地をなくす草の根運動共同代表平山知子弁護士の友人

草の根ステッカーとキーホルダー申込は振り込みで



この度、草の根運動では団体オリジナルのキーホルダーとステッカーを作成したことは草の根ニュース108号でお伝えしました（写真の通り）。キーホルダーは携帯にぶら下げるなど使用方法は多彩。今後500円で販売予定ですのでその際にはカンパ代として是非お買い求めください。10個20個と、事務局員が悲鳴をあげるぐらいの、振込用紙に○をつける事での多数のご注文を、事務局はお待ちしています。

日本全国で『横田空域 日米合同委員会で作られた空の壁』（吉田敏浩著）の読書会を開きましょう

あなたも、ぜひご参加を！

『横田空域 日米合同委員会で作られた空の壁』（吉田敏浩著）（角川新書）学習会へ

とき 2019年6月14日（金）4-7 時の内30分

ところ 草の根運動事務所（東京都渋谷区宇田川町19-5 山手マンション1001、☎090-4175-2010）

テキスト 『横田空域 日米合同委員会で作られた空の壁』（吉田敏浩著）第2章

報告者 秋山 喜作（米軍基地をなくす草の根運動 運営委員会副委員長）

独立なくして平和なし 主権なくして人権なし

私たち日本人は、子ども達と女性の安全と命すら、米軍から守れないのか！
3人から草の根の基礎組織「基地なくす会〇〇」を、身近な人たちからつくり、
日本全国、全都道府県、全地区市区町村、地域職場学園絆に広げましょう

編集後記 先日ピースボートのある同窓会がありました。近況報告を順番にすることになり、私は、先日の草の根運動2019年総会で、全米軍基地撤去、基地居座り条約10条にもとづき条約終了通告をする政府を樹立することを目指す、そのために全国に3人から基礎組織を作るという方針を決めたことを報告しました。これを聞いていたある参加者が、北朝鮮や中国があるのにどうなんだ、と議論を吹っ掛けてきました。EUのような国際機構を北東アジアに作れば、何度も戦争をしてきた独仏がパスポートなしで行き来できるような関係になる、鳩山元首相も草の根運動に入会しています、と説明すると、鳩山は最低だ、と言いました。この人物は、辺野古の基地建設にも関わっていると言われるT建設の所長もしていたということです。こういう経験からも、米軍基地擁護勢力は根強いものがあり、全基地撤去は硬い岩盤に穴をあけるように困難な課題である事を改めて感じました。しかし、自然人間時間歴史法則その一部である世界史の法則は、全ての帝国が必ず滅びてきたことを示しており、アメリカ帝国が例外となることは全くあり得ないことを改めて確信しました。全基地撤去の政策には距離がありますが、辺野古新基地反対・普天間基地撤去が野党「共通政策」に入ったことは確信を深めさせてくれるものです。参院選で野党を必ず勝利させましょう。(H)